

- ・外国籍の方と離婚する場合
- ・離婚と同時に養子縁組を解消（養子離縁）したい場合

鉛筆や消える
ボールペンで
記入しないで
ください

離婚の日から
3か月以内の
届出が必要と
なります

離婚の際に称して いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

新潟市〇〇区長

受 理	令 和	年	月	日			
第			号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知		

(1)	(フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 名 丁 野 花 子 昭和62年 7月 7日生
-----	---------------------------------------	--

【住 所】 ◎この届提出時点 の住民登録地を 記入します ◎この届と同日に 住所変更手続き を行う場合は 新しい住所を 記入します	住 所 (住民登録をして いるところ) 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 乙アパート102号
---	---

(3)	本 籍 (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 新潟市秋葉区程島2009 番地 1
-----	--

【氏】 離婚届と同時に 提出する場合は、 記載例のように 変更前と変更後 は同じ氏を記入 します	筆頭者 の氏名 丁 野 一 郎
(フリガナ) 氏	変更前 (現在称している氏) 丁 野 変更後 (離婚の際に称していた氏) 丁 野

(5)	離 婚 年 月 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
-----	-----------------------------

(6)	離 婚 の 際 に 称していた氏を 称した後の本籍 新潟県長岡市大手通1丁目4 番地 10 筆頭者 の氏名 丁 野 花 子
-----	---

(7)	そ の 他 【離婚年月日】 ◎協議離婚のときは「離婚届」を提出した(する)日 ◎裁判離婚のときは ・ 審判または判決の確定日 ・ 調停または和解の成立日 ・ 請求の認諾の日 を記入してください 【離婚の際に称していた氏を称した後の本籍】 希望する新しい本籍を記入してください。 新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番 または住所の街区符号(※)であればどこでも おくことができます。 ※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区 の住所のうち、〇番までの表記のこと 例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」
-----	--

(8)	届 出 人 署 名 (※押印は任意) (変更前の氏名) 丁 野 花 子 印 【届出人署名】 本人が記入してください 【届出印】 押印は任意です
-----	---

【連絡先】 携帯電話、勤務先など日中 連絡が取れる電話番号を記入 してください
--

連絡先
電話 (080-XXXX-XXXX)

この戸籍法77条の2の届を提出した後に婚姻前の氏に戻る場合は、家庭裁判所での手続き(「氏の変更許可」に係る審判)が必要になりますので、ご注意ください